

借入人	: 大韓民国政府
実施機関	: (1) 国民銀行、中小企業銀行 (2) 国民銀行 (3) 国民銀行中小企業銀行
借款調印	: (1) 1987年 8月 (2) 1989年 8月 (3) 1990年10月
貸付承諾額	: (1) 7、750百万円 (2) 6、200百万円 (3) 11、520百万円
通貨単位	: ウォン
報告日	: 1997年3月 (現地調査1996年4月)



中小銀行本店

主要略語・用語一覧

- TSL Two Step Loan ツー・ステップ・ローン
- K B (CNB) Kookmin Bank/Citizens National Bank: 国民銀行。なお、国民銀行は1995年1月5日に民営化され、同年2月1日より、英文名称をKookmin Bankと変更した。
- I B K (SMIB) Industrial Bank of Korea/Small and Medium Industry Bank: 中小企業銀行。なお、中小企業銀行は1987年12月1日より英文名称をIndustrial Bank of Korea (IBK)に変更した。

オリジナルローン、リボルビングローン、リボルビングファンド、サブローン

実施機関からの要請を受け、OECFからのデイスバースメントが実施され、それをそのままエンドユーザーに転貸したものをオリジナルローンと呼ぶ。オリジナルローンが返済され、その返済資金を管理する特別勘定をリボルビングファンドと呼び、そのファンドからのエンドユーザーへの貸付をリボルビングローンと呼ぶ。これら、オリジナルローン、リボルビングローンを区別せず、単に実施機関からエンドユーザーへの貸付を総称してサブローンと呼ぶ。

1. 事業実施の背景と必要性

1.1 事業目的

本事業は、金融・税制支援及び技術・経営指導を内容とする韓国政府の中小企業振興計画の一環として、同国の中小企業専門金融機関の国民銀行と中小企業銀行を通じて、中小企業（特に従業員 100 人以下の中小製造業）に対して、機械設備及び関連技術用役の導入資金を融資して設備・経営の近代化を図らんとするものである。

1.2 事業の背景と必要性

1.2.1 韓国における中小企業¹⁾の位置づけ

1960 年代中葉以降、韓国経済は工業化の進展及び工業製品の輸出拡大により、飛躍的成長を遂げた。1960 年代を通じて、韓国政府は重化学工業優先の産業政策をとり、輸出産業の伸長を図るべく大企業の保護育成を図った。こうした経済の急成長に伴って、輸出産業を担う大企業へ資本・人材が集中する一方、経済の裾野を支えるべき中小企業は資本不足及び低い技術水準という制約の中で、発展から取り残されるという問題が生じた。この結果、韓国経済は様々な経済構造上の脆弱性を抱え込むこととなった。財閥を中心とする大企業が必要な資本財、中間財を積極的に輸入し、低廉・良質な労働力を利用して生産を行い輸出するという形態をとって、韓国は今日の驚異的な発展を遂げたと言えるが、一方で、製造業に必要な部品等の中間財を自国内の中小企業で賄うことができず、これらの大部分を輸入に依存するという経済構造の 2 極分化が見られるようになった。これに伴い、長く経常収支赤字が続くなど、大企業に偏った経済構造の歪みが顕在化したため、経済の健全な発展のために、かかる経済構造の転換が韓国経済にとって急務となった。

かかる状況のなか、大企業と中小企業のバランスのとれた発展を図り、偏った産業構造を修正するため、韓国政府は、中小企業育成のための諸施策に積極的に取り組むこととなった。

¹⁾ 韓国における中小企業の定義：中小企業は従業員数及び資産総額により定義されている。「中小企業基本法」（1966 年制定、1987 年改正）において、従業員規模による定義は以下のとおり。製造業・鉱業・運輸業の場合、従業員 300 人以下、建設業の場合、従業員 200 人以下、商業及びその他サービス業の場合、従業員 20 人以下の規模の企業を指す（下表参照）。

(参考) 韓国の中小企業の種類

業種	常時雇用従業員数	
	小企業	中企業
製造業・鉱業・運輸業	20 人以下	21 人以上 300 人以下
建設業	20 人以下	21 人以上 200 人以下
商業及びその他サービス業	5 人以下	6 人以上 20 人以下

(出所) 中小企業基本法(1987 年改正)及び IBK profile 1994

1.2.2 事業実施当時の韓国中小企業の状況と問題点

表1-1は韓国、日本の製造業における中小企業（従業員数：300名以下）の比重を比較したものである。韓国には、1984年末時点で約38,000社、1985年末時点で43,000社、1987年末時点で55,000社の中小企業が存在した。中小企業の事業所数の全事業所に占める割合は日本、韓国ともに同じような数字を示しているが、従業員数、付加価値、生産高いずれをとっても日本に比較し低い値を示しており、その相対的な脆弱性を示している。

[表1-1] 製造業における中小企業の比率 (単位：%)

	1984		1985		1987	
	韓国	日本	韓国	日本	韓国	日本
事業所数	97.4	99.2	97.5	99.1	97.6	99.5
従業員数	57.6	71.9	56.1	71.8	57.1	74.4
付加価値	37.5	37.9	37.6	54.8	39.5	52.6
生産高	n. a.	n. a.	35.4	50.6	37.9	56.4

(出所) 韓国：経済企画院「鉱工業統計調査報告書」

日本：中小企業庁「中小企業白書」、審査関連資料

事業実施以前の韓国の製造業における中小企業の占める位置づけについて、表1-2に示す。全事業所数に占める中小企業の割合は、わずかに減少の傾向は見られるものの、60年代から80年を通じて一貫して95%以上の高い割合を示している。一方、従業員数を見ると、中小企業の雇用者は1963年には全従業員数の7割弱を数えていたのに対し、1980年には5割を切るころまでシェアを落としている。このことは、前述のとおり、韓国経済が大企業に重点を置いて経済発展を遂げてきた一つの証左であると言えよう。また、付加価値生産額を見ても同様のことが読み取れよう。1963年には製造業において付加価値生産額の5割以上が中小企業によって生み出されていたのに比して、1970年にはわずか3割弱にまで落ち込んでいる。その後の韓国政府の各種振興策に支えられ、1980年には35%程度にまで回復しているものの、事業所数の圧倒的なシェアとは対照的に、大企業と比べ依然として低い水準に止まっていると言えよう。

[表1-2] 製造業における中小企業のシェア

		1963	1970	1980
事業所数	中小企業	18,073 (98.7)	23,406 (97.1)	29,779 (96.6)
	大企業	237 (1.3)	708 (2.9)	1,044 (3.4)
従業員数 (単位：千人)	中小企業	267 (66.8)	422 (49.0)	1,000 (49.6)
	大企業	135 (33.6)	439 (51.0)	1,015 (50.4)
付加価値 生産額 (10億ウォン)	中小企業	33 (52.8)	157 (28.5)	4,168 (35.2)
	大企業	29 (42.2)	393 (71.5)	7,688 (64.8)

(出所) IBK profile 1994

注) 従業員5人未満の企業は対象から除外した。

注) 括弧内の数字は国内の総数に対する割合(%)を示す。

表1-3に見るとおり、このような中小企業の発展を阻害する要因としては、人件費増加、技能工確保の困難、原資材価格上昇、資金不足等が主な原因として挙げられている。これを更に生産性向上阻害要因と設備投資不振要因とに限定して見ると、図1-1に示されるように、韓国中小企業にとって生産性向上を阻害する最も大きな要因は「設備の老朽化」(20.2%)となっている。次に、この要因を改善する手段としての設備投資が不振な理由としては、「資金調達難」(31.0%)を最も多くの企業が挙げている。このように、韓国の中小企業の発展のためには、生産性の向上とそのための設備投資が必要である。しかしこれらを阻害している大きな要因として資金不足があると言えよう。

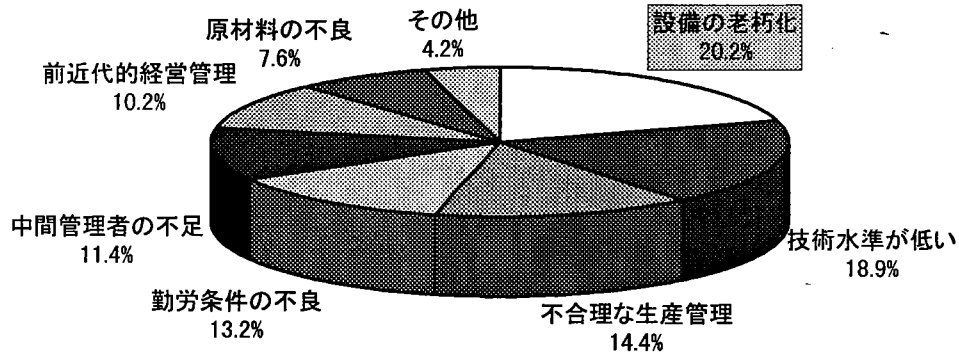
[表1-3] 中小企業発展の阻害要因

(単位：%)

区分	人件費 増加	技能工確保 困難	原資材 価格上昇	資金 不足	販売 不振	過当 競争	技術水準 低位	施設 老朽	その他
製造業 1987	14.3	13.2	24.9	19.5	8.9	9.9	3.0	3.6	2.5
1988	29.8	16.9	12.3	12.3	10.7	10.7	2.0	2.0	1.2
5~9人	23.3	14.8	6.7	16.8	17.3	14.9	1.2	3.9	1.1
10~19人	38.4	12.3	11.3	12.4	10.4	10.1	1.0	3.2	0.9
小企業平均	30.4	13.6	8.9	14.7	14.0	12.7	1.1	3.6	1.0
20~49人	25.6	22.4	16.5	9.5	8.7	9.0	4.1	2.9	1.3
50~99人	33.3	21.9	16.8	8.6	7.9	6.2	2.9	1.9	0.5
100~199人	34.0	16.9	20.6	6.7	7.9	8.6	0.6	2.2	2.5
200~299人	36.1	15.1	16.9	9.2	11.4	4.1	0.8	1.6	4.8
中企業平均	28.9	21.3	17.1	9.0	8.5	8.1	3.2	2.5	1.4

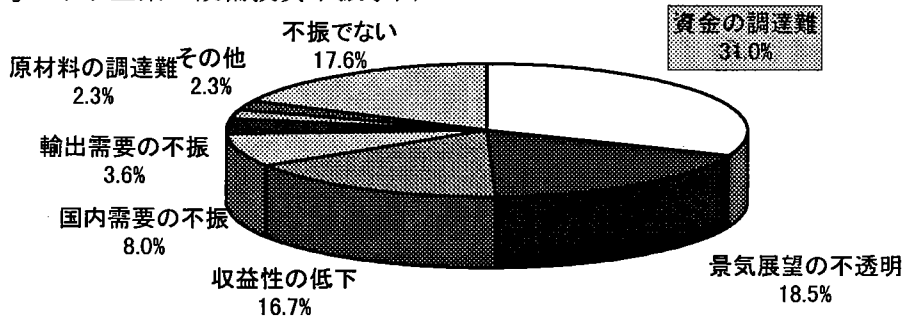
(出所) 中小企業協同組合中央会、JETRO「韓国の中小企業」1990

[図1-1] 生産性向上阻害要因



(出所) 「中小企業実態調査報告」 1988年度 韓国商工部

[図1-2] 中小企業の設備投資不振事由



(出所) 「中小企業実態調査報告」 1988年度 韓国商工部

1.3 韓国の中小企業振興政策

1.3.1 概観

韓国における中小企業育成振興のための本格的な総合政策は、1962年から始まった「第1次経済開発計画」を以って端緒とされる(表1-4参照)。この期における育成戦略は、外資導入を軸として、輸入代替型産業の育成を図ることを目標とした。67年~71年の「第2次経済開発5ヶ年計画」もこれを受け継いでいるが、消費財輸出と中間財輸入代替を図ることに主眼がおかれた。高度経済成長実現のため化学・鉄鋼・機械工業といった重工業に優先的に資金配分を行う一方、中小企業の輸出拡大を図ることも重視された。72年~76年の「第3次経済開発5ヶ年計画」は資本財、中間財輸入期であったが、それは重化学工業化を主目標としていた。しかし、石油ショックはこうした輸入依存型経済に打撃を与えることとなった。そのため、77年から81年の「第4次経済開発5ヶ年計画」及び82年から86年の「第5次経済社会発展5ヶ年計画」は効率と公正を同時に実現すべく、国際収支の管理を強め、バランスのとれた経済構造の構築を理想とすることになった。さらに、87年からの「第6次経済社会発展5ヶ年計画」においては市場原理の重視のもと、政府機能の合理化に努めつつ、国民福祉の増進を図ることを主眼とした。

このような一連のマクロ経済政策のもと、中小企業振興政策は、1961年「中小企業組合法」、1966年の「中小企業基本法」、1978年の「中小企業振興法」の制定、1982年の「中小企業振興長期計画（1982年～1991年）」の策定を経て基本的な骨子が組み立てられたといえる。1960年代～70年代における大企業中心の工業化政策の中で、中小企業育成には必ずしも重点の置かれなかった時期が続いたが、「第5次経済社会発展5ヶ年計画（1982年～1986年）」以降、1980年代には、均衡経済開発の達成をより重視するようになり、そのための中小企業関連政策が積極的に実施されるようになった。

「第5次経済社会発展5ヶ年計画（1982年～1986年）」における主な中小企業振興政策としては、①部品産業における中小企業の重点的育成、②中小企業金融支援制度の改善、③中小企業支援政策の実効性の向上、等を柱に掲げつつ、各種施策が実施された結果、設備投資額、付加価値成長率で、当初目標を上回る実績を残した。また「修正第6次経済社会発展5ヶ年計画（1988年～1991年）」においても、中小企業政策は引き続き重要課題とされ、①中小企業の地位向上、②中小企業製品の品質向上、③中小企業の付加価値生産性の向上、を基本目標とした。更に、中小企業育成のための主要政策として、①中小企業部門への集中的な投資の促進、②経営指導、技術指導による競争力強化、③設備近代化、人材育成、技術導入等による中小企業の技術力向上、④中小企業の輸出競争力の強化、⑤地場産業の開発、等を中心とした各種政策がとられた。

1.3.2 中小企業関連金融支援の概要

次に、中小企業振興のための施策のうち、特に財政・金融面での支援を概観する。韓国においては、市中銀行は中小企業に対し、その総貸付額の35%を義務的に貸し付けねばならないとされ、地方銀行に関してはこの比率が80%以上となっている。また、政策金融として、中小企業構造調整基金、中小企業共済事業基金、中小企業創業支援基金等による中小企業向け各種金融支援を行っている。一方、中小企業の借り入れに際し担保力を付与する目的で、1974年には信用保証基金法が制定され、中小企業の資金需要増加への対応が図られている。また、1989年には特に技術開発資金にかかる保証を行う技術信用保証基金が設置されるなど、中小企業の資金需要に伴い、制度の拡充に努めてきている。

税制面では、中小企業に対し、各種の税額控除等、大企業と比べての優遇税制を採用している。

[表1-4] 韓国における主要な中小企業振興政策

発表	名称	主要内容
1956	中小企業育成政策	1. 中小企業協同組合法改定 2. 資金対策として 80 億ウォンの融資財源を確保する 3. 認定課税制度を廃止し、自己申告制に改めるべく資産再評価法を制定 4. 物品税を改定し、重要製造業に対する直接税の減免措置を拡大し、内部留保に対しては免税を考慮する 5. 中小企業製品の販路の開拓 軍納の拡大。商品販売市場法を制定し共同販売場を設置。商品の品質向上と規格の統一。商品手形制度の適用範囲拡大。国産品と同種の外来輸入を抑制し、模範工場並びに優良国産品奨励制度を強化。
1961	中小企業育成のための総合対策	1. 中小企業の組織強化対策 ① 中小企業協同組合を創設 2. 中小企業の体質改善策 ① 中小企業診断制度創設 → 「中小企業経営合理化促進法」制定、強制診断、補助金交付 ② 設備近代化及び技術指導対策を推進 → 補助金交付、融資斡旋、技術訓練、機械設備の特別償却制度創設 3. 中小企業金融対策 ① 中小企業専担金融機関を設置し、融資体系を一元化 ② 中小企業信用保険制度の確立のため、「中小企業信用保険法」制定 ③ 資金の効率的配分を目指し、重点融資を推進 4. 中小企業製品の販路の開拓・拡大 ① 共同販売制度の実施 ② 軍需物資の国内調達推進と海外販路の開拓 ③ 密輸の防止 ④ 品質向上と規格の統一 5. 租税負担の軽減 ① 中小企業に対する所得税、法人税、物品税等を軽減する ② 機械設備の特別償却制度を適用する
1982	中小企業振興長期計画	1. 中小企業振興育成の 10 年間(1982~91 年)長期目標 ① 成長 中小企業の付加価値生産額比率：1981 年実績 35%水準→1991 年目標：45%水準 1980 年代の中小企業の目標成長率を年平均 13%とする ② 雇用 雇用比率：1981 年実績 48%→1991 年目標：54% ③ 投資 投資配分比率：1960~1970 年代実績：大企業 70%、中小企業 30%→ 1980 年代目標：大企業 60%、中小企業 60%、総額 14 兆 2 千億ウォンの投資 2. 中小企業の定義 ① 中小企業の定義を一元化(従来は中小企業支援関係法と税制関係法では定義が違っていた) ② 小企業の育成のため「小企業」の定義を設け、支援 ③ 中小企業の定義として別途資産規模による定義を定める

		<p>3.中小企業の事業活動領域</p> <p>①中小企業事業調整法を拡充し、中小企業が営為すべき部門については大企業の参入を禁止</p> <p>②比較優位にある業種を優先支援業種として集中支援</p> <p>4.中小企業育成施策</p> <p>①中小企業控除事業 OECF を設置し、中小企業の倒産防止、共同販売等を支援</p> <p>②中小企業協同組合の機能強化、中小企業振興公団の役割増大、地方行政機関による中小企業支援、KOTRA(韓国貿易振興会)の機能強化</p> <p>③中小企業関係法の整理・強化</p> <p>5.1991年における目標とする中小企業像を提示</p>
1992	中小企業 拡大方 案	<p>1.基本方針</p> <p>①中小製造業を中心に積極支援</p> <p>②金利水準の下方安定化誘導</p> <p>③中小企業支援制度を補強・整備し、資金支援拡大を図る</p> <p>2.資金難に苦しむ有望企業支援</p> <p>[対象企業]</p> <p>①製造業や製造業と直接関係のある業種を営為する中小企業</p> <p>②一時的な資金調達難に直面しているものの、競争力があり、有望な中小企業の積極的資金支援</p> <p>[支援規模]</p> <p>上半期中に 2,500 億円前後の資金支援を予定</p> <p>3.補完対策</p> <p>①商業手形割引拡大策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業手形割引の限度拡大 ・先端技術関連業種を再割引対象に含める ・信用保証制度の拡充 ・銀行の商業手形 <p>②有望企業資金支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有望企業の優先保証 ・有望企業の定期的入替、選定 ・有望企業追加支援検討 <p>③中小企業関連財政資金の早期執行</p> <p>④金融支援制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関の中小企業向け義務貸付制度 ・商業手形割引優遇 ・貿易金融優遇 ・担保制限緩和 ・主要施設資金支援(構造調整資金、自動化資金、国産機械購入資金、技術開発資金無償支援) ・直接金融規制緩和 ・信用保証制度拡充 <p>⑤租税支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・零細企業の租税減免 ・地方中小企業、移転企業の租税減免 ・設備投資税額控除 ・技術及び人材開発費控除 ・輸出奨励措置 ・構造調整支援 ・費用認定上の優遇措置

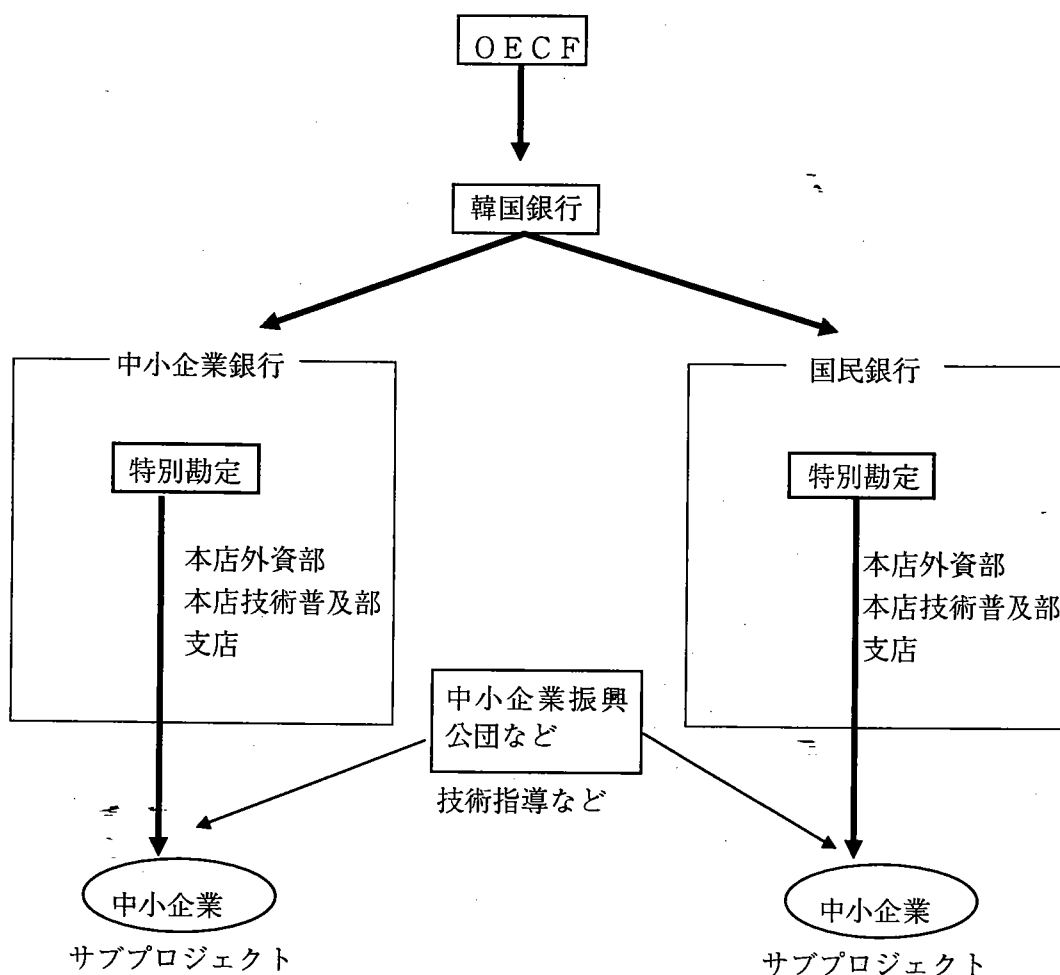
(出典) 審査関連資料等

2. 事業概要

2.1 事業スキームの全体像

本事業は、いわゆるツー・ステップ・ローンである。OECD から貸し付けられた資金は、韓国の中央銀行である韓国銀行を通じて実施機関である中小企業銀行（(Ⅰ)および(Ⅲ)）あるいは国民銀行（(Ⅰ)、(Ⅱ)、および(Ⅲ)）に転貸され、エンドユーザーである各中小企業に貸し付けられる。

[図2-1] 事業実施スキーム



2.2 サブローンの融資条件

本事業におけるサブローンの融資条件は以下のとおり。

(1) 対象業種

韓国産業分類上、製造業に分類される業種を対象として融資を行う。但し、下記の業種は融資対象から除外された。これは、円高の影響も勘案しつつ、我が国産業保護の観点から特に設

定されたものである。

- ・絹及び絹織物
- ・ニット
- ・皮及び皮革製品
- ・はきもの
- ・軍需品

(2) 対象企業

サブローンの融資対象企業は、以下の条件を満たす中小企業である²⁾。

- ・常時雇用従業員数 100 人以下³⁾
- ・製造業

(3) 融資対象用途

サブローンは、以下の用途に限定される。

- ①機器設備購入費用
- ②用役購買費用

上記以外に、融資対象の事業には通常土地購入費や建屋建設費等が含まれるが、これらについては内貨部分としてエンドユーザーの自己負担、あるいは円借を原資としない銀行融資にて対応する。

(4) 融資限度額・融資比率

融資限度額に関しては、以下のように個別企業毎に残高ベースにて設定している。

- ・「中小企業近代化事業(Ⅰ)」 : 一企業当たり残高ベースで 50 百万円
- ・「中小企業近代化事業(Ⅱ)、(Ⅲ)」 : 一企業当たり残高ベースで 60 百万円

OEFC による事前承認を必要としない融資限度(フリーリミット)については、融資限度額が比較的小さいことから、全件をフリーリミットとする。但し、各行当初5件ずつについては、金額にかかわらず OEFC による事前承認を求めることとした。

一方、本事業の目的としては、主として輸入設備導入を促進することにより、設備近代化を通じた中小企業の育成を図るものであることから、輸入機器・設備の導入を奨励するための融資比率が設定された。概要以下のとおり。

²⁾ 企業選択の際のプライオリティーは、①輸出企業、②輸入代替または素材産業、③部品企業、④新製品開発業者、⑤伝統工芸品、特に労働集約産業、⑥有望中小企業、⑦その他政策的にプライオリティを付けられた企業、となっている。これは、韓国商工部が毎年中小企業支援策に関連して基準を公表するもので、これに沿った形で各実施機関が独自に融資企業を決定することになる。

³⁾ 融資対象企業を特に 100 人以下の中小企業に限定した理由としては、①100 人以下の小規模企業は雇用吸収の側面から特に集中的な支援が必要であること、②100 人以下の小規模企業は低い生産性に苦しんでおり、設備投資資金の不足を解消するためにもこの層への資金支援が必要であること、等からである。

- ・ 輸入機器・設備の場合、資機材及び付随する役務費用の100%以内（但し、役務費用は資機材費用も含めた総費用の5%以内とする）。
- ・ 国産機器・設備の場合は、費用の60%以内とする。

なお、IBRD、ADBも同じ融資比率を採用しているが、国産機器の融資比率を特に60%としているのは、審査時の韓国国産機械の輸入コンポーネント比率が58.1%であることによる。

(5) 貸出通貨

サブローンの貸出通貨は原則として円で行われ、為替リスクはエンドユーザーである中小企業が負担する⁴⁾。返済は円貨又は円貨相当のウォン貨でなされる。従って、為替リスクはエンドユーザーが負うこととなるが、為替負担が大きくエンドユーザーが負いきれない場合は、実施機関により追加融資の供与等の措置が取られる。

(6) 転貸金利

国民銀行、中小企業銀行からエンドユーザーへの転貸金利は以下のように設定された。

- ・ 「中小企業近代化事業（Ⅰ）」 6.05%限度（借款金利4.25%+金利スプレッド1.80%）
- ・ 「中小企業近代化事業（Ⅱ）、（Ⅲ）」 6.00%限度（借款金利4.00%+金利スプレッド2.00%）

上記の転貸金利の設定根拠は、実施機関によれば以下のとおり。

・ 国民銀行

転貸業務に伴う取扱手数料と他行の金利を考慮して決定。すなわち、人件費分を0.88%、物的費用として0.44%、計1.32%を見込んだうえ、他の銀行の一般的な金利スプレッドが2.00%であったことを勘案して、1.80%（Ⅰ）、2.00%（Ⅱ、Ⅲ）と決定。

・ 中小企業銀行

当時の中小企業銀行の借入資金に対する金利スプレッドは、概ね1.50%～2.50%の範囲であり、他の同種のローンとの横並びの観点から1.80%（Ⅰ）、2.00%（Ⅲ）と決定。

(7) 償還期間

償還期間は15年以内とし、うち据置期間は5年以内。

(8) 担保・保証

サブローンの実施に当たっては、実施機関は機械設備及び土地・建物等の動産・不動産等担保、銀行保証、個人・信用保証基金等の保証を必ず徴求する。両行の担保徴求・評価基準は表2-1のとおり。

⁴⁾ 本事業の融資対象である製造業を営む中小企業にとっては、①韓国の銀行貸付は通常変動金利によるため、当時ウォン資金を借り入れて将来金利上昇の影響を受けるよりは、為替リスクを負っても固定金利での外貨借り入れの方が望ましいと企業側が考えたこと、②製造業にとっては、設備機器の輸入資金を円貨で借り入れ、外貨決済を行いたいとの意向があった。また、韓国政府としても、為替リスクをエンドユーザーが直接負担することにつき、①過保護な優遇は行わない、②製造業は為替リスクを製品価格に転嫁しやすいこと、等から円貨による貸付を支持していた。

[表2-1] 担保徴求基準及び評価基準

(国民銀行)

担保種別		徴求基準 (鑑定価額)	備考
不動産	土地・建物	融資金額の140%以上	
	工場	融資金額の140%以上	導入資機材を工場抵当法によって
外貨表示支給保証書		融資金額の110%以上	国民銀行以外の金融機関発行
外貨表示信用保証書		融資金額の100%以上	信用保証基金発行
上場有価証券		融資金額の140%以上	
債券		融資金額の140%以上	

(出典) 審査関連資料

(中小企業銀行)

担保物件別の担保比率	
1. 他行の支給保証書	融資金額の110%相当額
2. 信用保証基金の保証書	融資金額の100%相当額
3. 一般不動産及びその他担保	融資金額の130%相当額
担保物件別の担保価額評価基準	
1. 一般不動産及び機械設備	鑑定価格の100%
2. 他行の支給保証書	保証金額の100%
3. 信用保証基金の保証書	保証金額の100%
4. 預金担保	預金価額の100%
5. 重機械、自動車	鑑定価額の80%
6. 国債及び上場会社株式	代用価額の90%
構築物	鑑定価額の50%

(出典) 審査関連資料

(9) 特別勘定の設定

OECFからの借入金は、実施機関内に特別勘定を設定し、一括して管理する。これを原資としてエンドユーザーの実施するサブプロジェクトに対するリボルビングローンの供与が行なわれる。

(10) サブローン実施スキーム

OECFから韓国政府に貸し付けられた借款資金は中小企業銀行、国民銀行に各々転貸され、両行はこの資金を中小企業に転貸する。この際、本店外資部が全体的とりまとめと調整を行い、本店技術普及部が技術面の審査・監理を各支店が融資相談・審査及び案件の監理を行う。

サブローンの回収金は、両行に各々開設される特別勘定にて管理され、本事業の目的に沿って、同一のスキームにより本借款の返済完了まで繰り返し使用されることになる（リボルビングファンド）。前述のとおり、サブローンは円建で供与されるため、エンドユーザーは為替リスクを負うことになるが、エンドユーザーから実施機関への返済は円または円貨相当額のウォンにて行われるため、リボルビングファンドの原資は為替レートの変動により目減りすることなく事業を行なえることとなる。

リボルビングファンドの用途については、オリジナルローンと同様運転資金に使用することは認められず、設備投資とそれに伴う役務購入費用に限られる。

3. 事業実施に係わる分析と評価

3.1 資金の流れに係わる評価

OECD から各実施機関に対する貸付供与は、下表3-1のとおりほぼ計画通りに行われた。国民銀行に対する融資が3事業合計で約13,620百万円、中小企業銀行への融資が同11,850百万円、両行合計で約25,469百万円が貸し付けられた。事業別では、(I)が1987年8月から1990年2月にかけて全額(7,750百万円)、(II)は、1990年1月から1991年12月にかけて全額(6,200百万円)、(III)については、1991年3月から1994年12月にかけて11,518百万円(承諾額:11,520百万円)が実行された。

[表3-1] OECDからの貸付

(単位:百万円)

[計画]

	国民銀行	中小企業銀行	合計
(I)	3,100	4,650	7,750
(II)	6,200	—	6,200
(III)	4,320	7,200	11,520
合計(3事業)	13,620	11,850	25,470

[実績]

	国民銀行	中小企業銀行	合計
(I)	3,100	4,650	7,750
(II)	6,200	—	6,200
(III)	4,318	7,200	11,518
合計(3事業)	13,618	11,850	25,468

(出典)OECD内資料に基づいて作成

(1) オリジナルローン

オリジナルローンについては、事業実施後順調に貸付がなされ、表3-2のとおり、国民銀行、中小企業銀行でそれぞれ608件、13,522百万円、523件、14,823百万円に上り、総じて順調な貸付が行われたと思われる(ただし、中小企業銀行分は、自己資金分およびリボルビングローンも入った実績になっているため、3事業の貸付承諾額の合計とは一致しない)。一方、中小企業銀行については、途中で円建からドル建に切り替えられて貸付が行なわれた。オリジナルローンについては各事業とも借款供与額全額の貸付がなされている。

[表3-2] オリジナルローン供与実績

案件名	国民銀行		中小企業銀行	
	件数	総貸付額 (百万円)	件数	総貸付額 (百万円)
(I)	194 件	3,083	236 件	6,423
(II)	236 件	6,129	—	—
(III)	178 件	4,310	287 件	8,400
合計	608 件	13,522	523 件	14,823

(出典) 国民銀行、中小企業銀行の資料に基づき作成

*但し、中小企業銀行は、一部自己資金による貸付およびリボルビングローンを含む。

(2) 中小企業向けファイナンスにおける基金分

OECF から借入人を経由して実施機関に流れた資金は、下表3-3、3-4に見るとおり、各実施機関の対外借入に占める割合で見ると、全体の借入資金枠の中では決して大きいものではない。実施機関の対外借入に占める OECF 借款の割合は、国民銀行で1995 年が 3.7%、1994 年で 5.5%、中小企業銀行で 1995 年は 1.5%、1994 年には 2.0%となっており、比較的小さい割合に止まっている。しかしながら、これは 1995 年における残高ベースであり、事業開始時における実績は不明である。他方、前述のとおり、各実施機関はそれぞれ特別勘定を設け OECF から融資された資金の管理を行なったが、借款を原資とする資金が、各実施機関が実施する対外融資のうち、特に中小企業向け融資の中でどの程度の重要性を持っていたかを示す統計は得られなかった。

[表3-3] 国民銀行の対外借入状況 (1995年12月31日現在)

(百万ウォン)

	1995 年	1994 年
ウォン貨による借入		
韓国銀行	712,966 (31.8)	682,985 (41.8)
韓国開発銀行	54,856 (2.4)	37,718 (2.3)
韓国産業銀行	170,652 (7.6)	85,323 (5.2)
受託基金	387,848 (17.3)	284,926 (17.4)
政府その他	78,605 (3.5)	50,695 (3.1)
小計	1,404,927 (62.6)	1,141,647 (69.8)
外貨借入		
OECF	83,104 (3.7)	89,517 (5.5)
IBRD	22,857 (1.0)	21,630 (1.3)
オフショアローン	285,108 (12.7)	85,131 (5.2)
Floating rate notes	154,940 (6.9)	78,870 (4.8)
その他	293,641 (13.1)	218,827 (13.4)
小計	839,650 (37.4)	493,975 (30.2)
総計	2,244,577 (100.0)	1,635,622 (100.0)

(出典) 国民銀行年次報告書 1995年版

[表3-4] 中小企業銀行の対外借入状況(1995年12月31日現在)

(百万ウォン)

	1995年	1994年
国内からの借入		
韓国銀行	1,669,637 (29.5)	1,761,362 (38.0)
政府	1,078,898 (19.1)	545,137 (11.8)
国民投資基金	9,332 (0.2)	20,332 (0.4)
中小産業育成基金	594,738 (10.5)	554,480 (12.0)
環境基金	10,095 (0.2)	5,698 (0.1)
石油産業基金	31,532 (0.6)	30,151 (0.7)
環境反汚染基金	44,430 (0.8)	42,183 (0.9)
相互育成基金	30,000 (0.5)	30,000 (0.6)
産業開発基金	430,489 (7.6)	403,056 (8.7)
その他	167,539 (3.0)	132,610 (2.9)
短期借入(国内・外国通貨)	385,368 (6.8)	153,216 (3.3)
小計	4,452,048 (78.6)	3,678,225 (79.3)
外貨借入		
IBRD	22,022 (0.4)	16,058 (0.3)
OECD	84,913 (1.5)	92,334 (2.0)
その他外国銀行	612,503 (10.8)	358,695 (7.7)
その他	491,031 (8.7)	490,557 (10.6)
小計	1,210,469 (21.4)	957,644 (20.7)
総計	5,662,517 (100.0)	4,635,869 (100.0)

(出典)中小企業銀行年次報告書 1995年版

3.2 サブローンに係わる評価

(1) サブローン金利

本事業におけるエンドユーザーへのサブローン貸し出し金利は、前述のとおり調達金利＋スプレッド 2%以内に設定されていた。これは、韓国政府財務部から各実施機関に対して円借款と同一金利での転貸が行われるため、各実施機関の調達金利は(I)では4.25%、(II)、(III)では4%となり、これに各実施機関での事務経費その他をスプレッド分として足し込んだうえ、エンドユーザーへの貸し出し金利を設定していた。実際には、三事業とも、エンドユーザーに対するサブローンの金利は、各実施機関で同一の6%となった。この点については特に問題はないと思われる。

(2) サブローンのセクター別配分

次に、各々の実施機関により供与されたオリジナルローン、リボルビングローンに関し、セクター別配分とそのシェアを、融資額並びに件数ベースで見えていく。

まず、国民銀行について、表3-5、3-6にみるとおり、繊維、電子機器、機械・機器製造に対する融資が特に多くなっており、融資額ではそれぞれ3,614百万円、2,332百万円、1,900

百万円、シェアでは 21.8%、14.0%、11.4%に上っている。一方融資件数については、それぞれ 142 件、103 件、95 件に上り、シェアでは 19.3%、14.0%、12.9%となっている。

中小企業銀行においても、表 3-7、3-8 に示されるとおり、繊維、電子機器、機械・機器製造への貸付が最も多くなっており、融資額ではそれぞれ 9,900 百万円、3,944 百万円、3,312 百万円、シェアが 29.1%、11.6%、9.7%、融資件数では、それぞれ 159 件、87 件、88 件、シェアは 25.0%、13.7%、13.8%となっている。

[表 3-5] 国民銀行のセクター別融資額とシェア

(百万円)

産業	(I)	(I)	(II)	(II)	(III)	(III)	合計	シェア (%)
	割増率	R/V	割増率	R/V	割増率	R/V		
鉱工業	4	0	0	0	0	0	4	0.0
飲食料品	59	81	160	77	16	12	406	2.4
繊維	696	318	1,243	341	908	108	3,614	21.8
衣服	26	32	0	150	10	0	219	1.3
靴類	5	0	0	0	52	0	57	0.3
木材・家具	0	0	42	10	107	0	160	1.0
紙・パルプ他	207	0	510	0	155	0	873	5.3
出版・印刷他	347	244	394	81	421	0	1,487	9.0
コークス・ 石油精製・核燃料	22	0	0	0	0	0	22	0.1
化学	88	0	100	13	200	0	401	2.4
ゴム・プラスチック類	147	129	405	102	222	0	1,004	6.0
非金属铸件	32	40	206	64	18	0	359	2.2
金属製造	102	0	224	50	62	0	439	2.6
組立金属	330	110	483	127	414	30	1,494	9.0
機械・機器製造	384	67	1,179	161	543	0	2,332	14.0
電子機器	337	197	659	78	629	0	1,900	11.4
精密・医療機器	28	7	107	0	102	0	244	1.5
自動車	162	112	212	86	117	0	689	4.1
その他輸送機器	50	0	24	105	55	0	234	1.4
家具・その他製造業	29	57	101	0	144	0	332	2.0
リサイクル	0	0	23	0	8	0	31	0.2
電気・ガス・蒸気・温水 給水	9	0	0	0	19	0	28	0.2
建設	0	0	26	0	27	0	53	0.3
流通・貿易(自動車等を除く)	0	30	30	19	83	34	196	1.2
小売業(自動車等、家庭用品 修理を除く)	17	0	0	0	0	0	17	0.1
不動産	0	15	0	0	0	0	15	0.1
合計	3,083	1,438	6,129	1,464	4,310	185	16,609	100.0

(出典) 国民銀行の資料に基づき作成

[表3-6] 国民銀行のセクター別融資件数とシェア

(件数)

産業	(I)	(I)	(II)	(II)	(III)	(III)	合計	シェア(%)
	オリジナ	R/V	オリジナ	R/V	オリジナ	R/V		
鉱工業	1	0	0	0	0	0	1	0.1
飲食料品	6	2	6	2	2	1	19	2.6
繊維	56	14	35	12	23	2	142	19.3
衣服	3	2	0	3	3	0	11	1.5
靴類	1	0	0	0	1	0	2	0.3
木材・家具	0	0	1	1	6	0	8	1.1
紙・パルプ他	12	0	18	0	6	0	36	4.9
出版・印刷他	15	8	14	2	15	0	54	7.4
コークス ・石油精製・核燃料	1	0	0	0	0	0	1	0.1
化学	6	0	5	2	5	0	18	2.5
ゴム・プラスチック類	6	6	17	3	9	0	41	5.6
非金属铸件	3	1	9	2	2	0	17	2.3
金属製造	5	1	11	2	3	0	22	3.0
組立金属	18	4	22	6	21	1	72	9.8
機械・機器製造	19	3	40	8	25	0	95	12.9
電子機器	23	10	36	3	27	0	133	14.0
精密・医療機器	2	1	3	0	7	0	13	1.8
自動車	8	5	11	3	5	0	32	4.4
その他輸送機器	4	0	2	0	3	0	9	1.2
家具・その他製造業	3	7	3	5	6	0	24	3.3
リサイクル	0	0	1	0	1	0	2	0.3
電気・ガス・蒸気 ・温水給水	1	0	0	0	1	0	2	0.3
建設	0	0	1	0	1	0	2	0.3
流通・貿易（自動車等 を除く）	0	1	1	1	2	1	6	0.8
小売業（自動車等、家 庭用品修理除く）	1	0	0	0	0	0	1	0.1
不動産	0	1	0	0	0	0	1	0.1
合計	194	66	236	55	178	5	734	100.0

(出典) 国民銀行の資料に基づき作成

[表3-7] 中小企業銀行のセクター別融資額とシェア

(百万円)

産業	(I) 円建	(I) ドル建	(III) 円建	(III) ドル建	合計	シェア(%)
飲食料品	216	896	114	168	1,394	4.1
繊維	2,071	4,229	3,278	322	9,900	29.1
衣服	0	393	54	0	447	1.3
木材・家具	25	268	172	170	635	1.9
紙・パルプ他	542	330	359	0	1,231	3.6
出版・印刷他	649	1,536	196	482	2,863	8.4
化学	154	91	90	0	335	1.0
ゴム・プラスチック類	287	1,037	254	626	2,204	6.5
非金属鑄物	43	1,540	180	0	1,763	5.2
金属製造	160	714	583	300	1,757	5.2
組立金属	397	1,603	577	246	2,823	8.3
機械・機器製造	886	1,453	748	225	3,312	9.7
電子機器	652	2,032	973	287	3,944	11.6
精密・医療機器	0	0	93	0	93	0.3
自動車	77	174	523	0	774	2.3
その他輸送機器	38	0	21	0	59	0.2
家具・その他製造業	149	0	149	0	298	0.9
建設	50	65	0	0	115	0.3
流通・貿易	7	0	0	0	7	0.0
その他	20	0	36	0	56	0.2
合計	6,423	16,361	8,400	2,826	34,010	100.0

(出典) 中小企業銀行の資料より作成

注) (I) における円建融資額は、オリジナルローンとリボルビングローンを合わせたもの(金額内訳は不明)。(III)での円建融資額のオリジナルローン、リボルビングローン毎の内訳は不明。(I)、(III)のドル建融資額はいずれもリボルビングローンのみの実績(1994年9月以降)。

[表3-8] 中小企業銀行のセクター別融資件数とシェア

(件数)

産業	(I) 円建	(I) ドル建	(III) 円建	(III) ドル建	合計	シェア(%)
飲食料品	11	5	4	3	23	3.6
繊維	58	15	81	5	159	25.0
衣服	0	2	3	0	5	0.8
木材・家具	3	2	8	1	14	2.2
紙・パルプ他	15	1	7	0	23	3.6
出版・印刷他	22	8	6	0	36	5.7
化学	9	1	5	1	16	2.5
ゴム・プラスチック類	16	5	11	1	33	5.2
非金属鑄物	2	8	3	0	13	2.0
金属製造	8	4	22	1	35	5.5
組立金属	12	9	37	3	61	9.6
機械・機器製造	39	12	30	7	88	13.8
電子機器	26	16	43	2	87	13.7
精密・医療機器	0	0	2	0	2	0.3
自動車	3	1	19	0	23	3.6
その他輸送機器	2	0	1	0	3	0.5
家具・その他製造業	5	0	5	0	10	1.6
建設	3	1	0	0	4	0.6
流通・貿易（自動車等 を除く）	2	0	0	0	2	0.3
合計	236	90	287	24	637	100.0

(出典) 中小企業銀行の資料に基づき作成

注) (I) における円建貸付件数は、オリジナルローン 179 件とリボルビングローン 57 件を含む。(III) での円建貸付件数のオリジナルローン、リボルビングローンの内訳は不明。

(I)、(III) のドル建貸付件数はいずれもリボルビングローンのみの実績 (1994 年 9 月以降)。

(3) サブローンの地域別融資状況

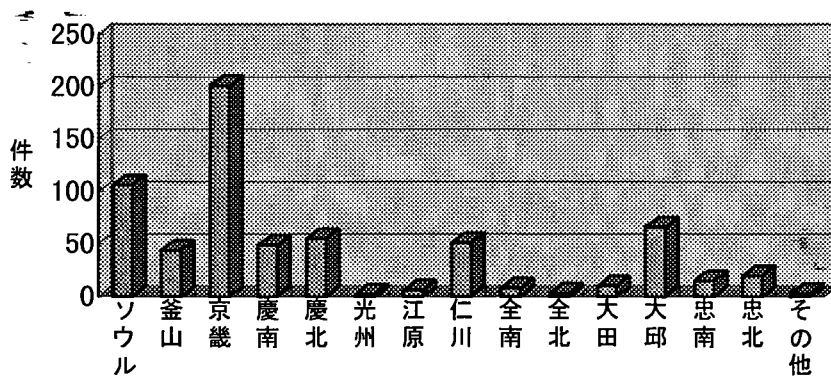
次に、融資対象企業の国内分布を概観する。表3-9を見ると、両実施機関とも融資対象企業はほぼ全国に広がっており、この意味では、韓国経済の裾野である中小企業を極端な地域的偏りなく育成することによって、国民経済全体の底上げを図るという当初の事業目的は十分に達成されているといえる。このうち、国民銀行は特に、ソウル首都圏が 335 件、全体の 45.6% を占め最重点地域となっており、次いで京畿 (138 件、全体の 18.8%)、大邱 (67 件、同 9.1%)、釜山 (57 件、同 7.8%) が続いている。また、中小企業銀行では、京畿が 201 件、全体の 31.5% で最大の融資対象地域となっており、次いでソウル (106 件、全体の 16.6%)、大邱 (66 件、同 10.3%)、慶北 (55 件、8.6%) となっている。

[表3-9] サブローンの地域別分布

州・地域名	件数 (構成比%)	
	国民銀行	中小企業銀行
ソウル	335 (45.6)	106 (16.6)
釜山	57 (7.8)	44 (6.9)
京畿	138 (18.8)	201 (31.5)
慶南	28 (3.8)	49 (7.7)
慶北	20 (2.7)	55 (8.6)
光州	7 (1.0)	2 (0.3)
江原	7 (1.0)	6 (0.9)
仁川	32 (4.4)	51 (8.0)
全南	2 (0.3)	8 (1.3)
全北	5 (0.7)	3 (0.5)
大田	8 (1.1)	10 (1.6)
大邱	67 (9.1)	66 (10.3)
忠南	17 (2.3)	15 (2.3)
忠北	11 (1.5)	20 (3.1)
その他	— (—)	3 (0.5)
合計	734 (100.0)	639 (100.0)

(出典) 中小企業銀行、国民銀行資料に基づき作成

[図3-1] サブローンの地域別融資件数
(中小企業銀行)



(4) 対象企業分析

以下、サブローン融資対象企業の分析を行う。なお、資産規模、従業員数はいずれも 1996 年 3 月末の数字である。

中小企業銀行の融資対象企業は、「常時雇用 300 人以下の中小企業」とされているが、本事業においては、特に対象を従業員数 100 名以下の企業に限定している。その背景・理由としては、特に資金力に不安があり、設備投資が遅れている小規模中小企業を集中的に支援する必要性が挙げられていた。

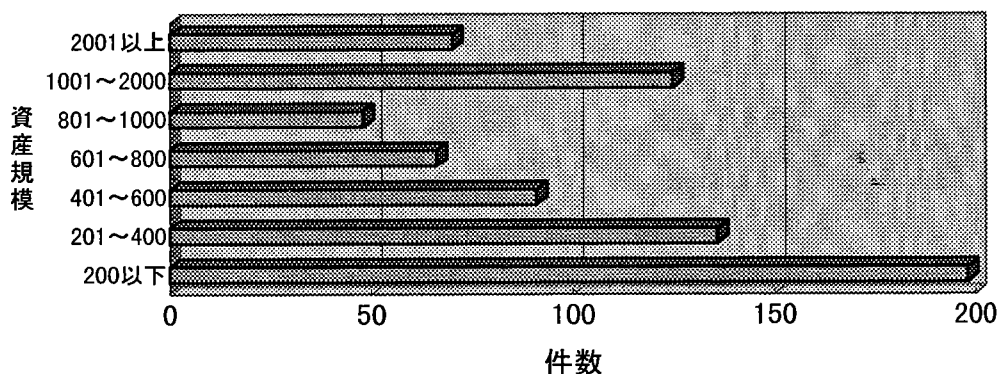
次に、融資対象企業の資産規模を見ると、両実施機関とも、融資の対象とした中小企業の資産規模の分布は、ほぼ似通った傾向を示している。表 3-10 を見ると、両行とも、資産規模 200 百万ウォン以下の小規模企業への融資が全体の 4 分の 1 強を占め、次いで資産規模 201～400 百万ウォンの企業への融資が多くなっている。600 百万ウォン以下の資産規模の小企業への融資で全体の 6 割程度を占めている。また、財務資料がないため必ずしも断定はできないものの、借入能力が比較的高いと思われる 10 億ウォン以上の資産規模を持つ中規模企業への融資も、両実施機関でそれぞれ 26.5%、17.8%と全体に大きな位置を占めている。

[表 3-10] 資産規模別サブローン融資状況

資産規模 (百万ウォン)	融資承諾件数 (シェア%)	
	国民銀行	中小企業銀行
200以下	198 (27.0)	161 (25.2)
201～400	136 (18.5)	156 (24.4)
401～600	91 (12.4)	100 (15.6)
601～800	66 (9.0)	63 (9.9)
801～1000	48 (6.5)	45 (7.0)
1001～2000	125 (17.0)	91 (14.2)
2001以上	70 (9.5)	23 (3.6)
合計	734 (100.0)	639 (100.0)

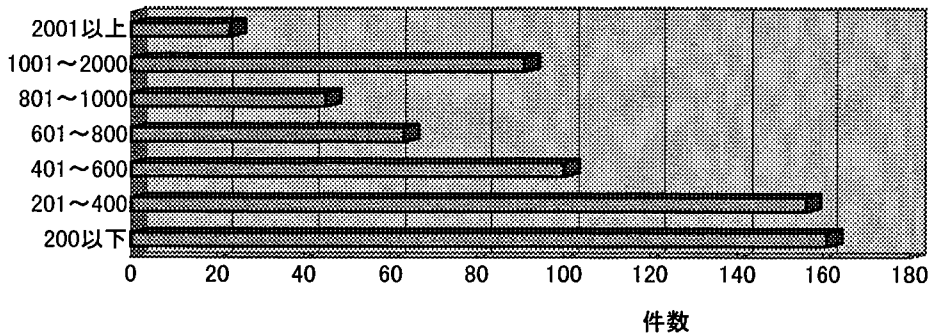
(出典) 国民銀行、中小企業銀行の資料に基づき作成

[図 3-2] サブローンの資産規模別融資件数
(国民銀行)



資産規模(百万円)

[図3-3] 資産規模別融資件数
(中小企業銀行)



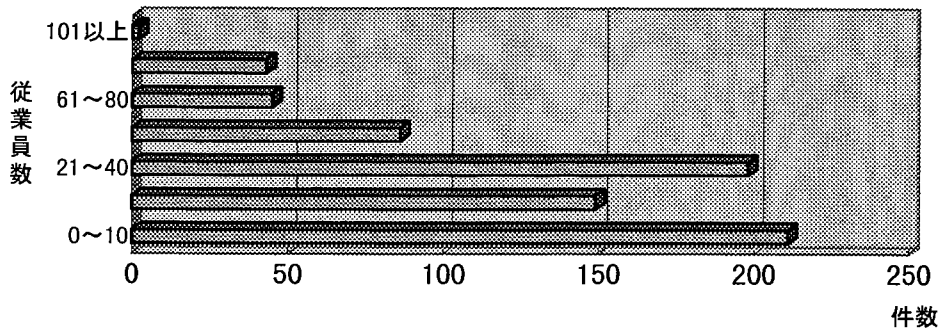
従業員規模別のサブローン融資状況を見ると(表3-11)、両実施機関には大きな差異が認められる。国民銀行は特に従業員規模10人以下の零細企業向けの融資が211件、全体の28.7%を占め、40人以下までの小規模企業まで含めると558件、全体の76.0%を占めており、小規模企業に対する融資が中心となっている。一方、中小企業銀行は、10人以下の零細企業への融資は60件、全体の9.4%を占めるに過ぎず、40人以下までの小企業を含めても全体融資件数の45.6%を占めるに過ぎない。41人以上の中規模企業に対する融資の占める割合は、国民銀行で24.0%、中小企業銀行で54.5%と、中小企業銀行はむしろ小規模企業、中規模企業いずれにも偏りなくバランスの取れた融資を行なっている傾向が読み取れる。

[表3-11] サブローン従業員規模別融資状況

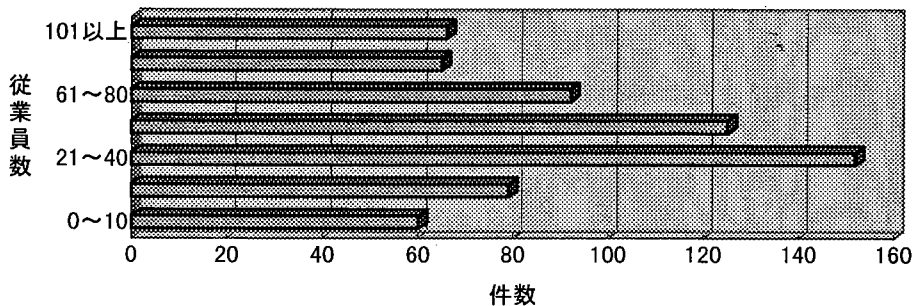
従業員規模(人)	規模別融資件数(シェア%)	
	国民銀行	中小企業銀行
0~10	211 (28.7)	60 (9.4)
11~20	149 (20.3)	79 (12.4)
21~40	198 (27.0)	152 (23.8)
41~60	86 (11.7)	125 (19.6)
61~80	45 (6.1)	92 (14.4)
81~100	43 (5.9)	65 (10.2)
101以上	2 (0.3)	66 (10.3)
合計	734 (100.0)	639 (100.0)

(出典) 国民銀行、中小企業銀行の資料に基づいて作成

[図3-4] サブローンの従業員規模別融資件数(国民銀行)



[図3-5] サブローンの従業員規模別融資件数(中小企業銀行)



(5) リボルビングローン

本事業においては、前述のとおり、各実施機関にスペシャルアカウントを設定し、借款を原資としてエンドユーザーに貸し付けられた融資は、回収後一旦ここにプールされ、再度貸し付けに回されるようになっていた。しかしながら、本事業においては、表3-12に示されるとおり、特に(Ⅲ)において、リボルビングローンの供与実績が極めて低調となっており、最終的にはこれを一因として韓国側より期限前の借入金一括弁済がなされている経緯がある⁵⁾。以下、かかる状況の背景をなすものとして、(i) 国際的な市場金利の低下、(ii) 円高の進行、の2点につき分析を行う。

⁵⁾ 1993年12月以降、韓国政府は、本事業(Ⅰ)、(Ⅱ)にかかる借入金の期限前一部弁済を行い、1996年9月には両事業の借入金については全額が完済された。また、(Ⅲ)に関しても同様に、1996年11月に韓国側より同様の期限前全額繰り上げ弁済を行ないたい旨の申し出がなされ、これを受けて1997年1月には、貸付金の全額返済が終了している。この背景には、上述のようなりボルビングローン利用状況の低迷に加え、折りからの円高を背景として、金利負担と償還額の実質的増大が韓国により忌避され、返済を急いだことが挙げられる。

[表3-12] リボルビングローン供与実績

案件名	国民銀行		中小企業銀行	
	件数	総貸付額 (百万円)	件数	総貸付額 (千ドル)
(Ⅰ)	66 件	1,438	90 件	16,361
(Ⅱ)	55 件	1,464	—	—
(Ⅲ)	5 件	185	24 件	6,735
合計	126 件	3,087	114 件	23,096

(出典) 国民銀行、中小企業銀行の資料に基づき作成。1996年3月現在。

注) 但し、中小企業銀行は、リボルビングローンのうちドル建にて供与された分のみ。

(i) 低市場金利の影響

両実施機関とも、OECD 借款以外の外貨需要は韓国銀行 (BOK) からの特別外貨借入によって賄っていたが、その調達金利はロンドン市場銀行間取り引きレート (LIBOR) + 0.25% に設定されていた。このため、表3-13に見るとおり、(Ⅲ)の審査時点までは、この調達コスト (8.4375%) に比べ円借款借入コストの方が下回っていたものの、その後国際的な金利水準の低下に連れて 1992~1993 年にかけて逆転現象が起き、特別外貨借入コストが円借款からの借入コストを下回ることとなった。これにより、エンドユーザーにとっては、本事業による円貨借入のコストが増大した結果、リボルビングファンドの利用状況が極めて低調となった。

[表3-13] 対円 LIBOR (6ヶ月) の推移 (期間平均の%/年)

1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年
7.84	7.16	4.32	2.96	2.36	1.26

(出典) International Financial Statistics, Jan.1997

一般的に、OECD の供与するツーステップローンにおいては、実施機関への貸出金利並びに同機関からエンドユーザーへの転貸金利は、市場金利より低利である。しかしながら、本事業実施後世界的な市場金利の低利化の影響もあって、韓国の中小企業が外貨を借り入れる際の実効金利が、本事業のサブローン金利を下回る状況が続き、本事業によるローンの魅力が乏しくなったと言えよう (たとえば、1996年11月現在、韓国における円貨借入の際の標準的利率は6ヶ月 LIBOR 0.6% + 金利スプレッド 2% = 2.6% であるのに対し、(Ⅲ)によるサブローン金利は調達金利 4.0% + 金利スプレッド 2.0% = 6.0%)。また、一方では、円高の進行によって、円貨による借入を行なうことによる返済負担の実質的な増大も急速に進んだ。かかる状況の中で、エンドユーザーである中小企業の側で、本事業によるサブローンへの借入を差し控えるようになったことから、本事業のもとでのリボルビングローンが滞留することとなったと思われる。

こうした状況のなか、1993年7月には、中小企業銀行から OECD に対し、従来は円ベースのみであったリボルビングファンドのドル建融資を認め、円・ドルの両建にて貸し付けを行いたい旨要請があった。この理由としては、リボルビングファンドの消化状況が前年比 90% 減と低調であり、その原因として急速な円高に伴い、円建 6% という条件がエンドユーザーにとって魅力に乏しくなったことが挙げられていた。同行は、この円建ローンとは別に、ドル建償還期間 8 年で 5.25% という条件で貸し付けを行っていたことから、折からの円高とあいまって相対

的に条件が厳しくなった円借款を原資とするローンの有効活用を図ろうとしたものである。
(ドル建にすることによって、6.0%の貸出金利が4.5%程度に下がることが期待されていたため、これはエンドユーザーにとって十分魅力的であると考えられていた)

これに対し、①借款契約中では、サブローンの貸し付け上限額が円貨にて設定されていることから、サブローンが円貨での貸し出しを推定していたとは考えられるものの、リボルビングファンドからのローンについてはサブローンと“similar scheme”にて転貸が行われるとの規定があるのみであり、円貨使用に限定した明確な規定がなく、弾力的な対応をとれる余地が残されていると考えられること、②OECDとしては、円借款を原資としたリボルビングファンドの有効活用が図られることが望ましいこと、③エンドユーザーが日本以外の国から調達を行う場合、円高による借入負担の実質増を嫌って、リボルビングファンドからの借入を忌避することは十分に理解できること、等の理由から、リボルビングファンドのドル建融資を認めることとした。

このことは、リボルビングファンドからの融資を円貨のみに限定し、結果としてエンドユーザーに過重な返済負担を強いることを避け、むしろ中小企業の育成振興を図るという本事業の本来の目的に立脚しつつ、円高が進行するなか、エンドユーザーにとってより使い勝手の良かったドル建融資を認めたものとして評価できる。これに伴い、1994年9月以降に実施された中小企業銀行リボルビングローンは全てドル建てにて供与されており、借入人のコスト負担の軽減が図られたと思われる。この措置により、本年1月に本事業にかかる韓国政府の借入金が完済されるまでの期間、リボルビングローンの利用状況はある程度好転していったものと推察される。

(ii) 円高による影響

他方、リボルビングローンの貸し出しが伸び悩んだ背景に関しては、本事業の実施過程において、円高の進行に伴い為替差損がしたことにより、エンドユーザーの借り入れコストが増大したことも一因であると考えられる。前述のとおり、市場金利の国際的な低下により資金調達先が多様化したことに加え、サブローンの貸し出しが円貨のみにより行われたため、相対的に右ローンの条件が悪化し、結果としてエンドユーザーの円建ローンへの需要が伸びなかったことが、リボルビングローンの利用状況の低迷につながったと思われる。

サブローンの通貨を円のみで設定していた背景には、エンドユーザーが借り入れた円資金を中間財や設備機器の輸入代金決済に用い、その後製品輸出によって売り上げ代金の回収を外貨で図り返済に充てることを想定していた経緯がある。この点についても、実際にはかかる条件に適合しない企業も本事業によるサブローンを利用しており、結果としてリボルビングローンの利用が低調に終わってしまったと言える。

以上のように見てくると、本事業においてリボルビングローンの利用が低調であったことは、2つの事由、すなわち国際的な低市場金利の進行、ならびに、円高の進行、という外性的要因によるものであったとすることが出来る。したがって、いずれも事前の予測が困難であり、かつ、外的な経済状況の変化によるものであったと言えることから、(Ⅲ)のリボルビングローンの利用が低調に終わったことも、ある程度止むを得なかったとすることが出来よう。とはいえ、上述のような経済環境の変化によるものとはいえ、円建ローンの借り入れがエンドユーザーによって忌避された事実を鑑みると、借款の有効活用という観点から、今後は経済環境の変化による事業への影響を出来る限り最小限にするための方策をあらかじめ講じておくことが望ましいと言えよう。特に、韓国のように市場原理が相当程度機能し、資金調達手段が先進国の水準並みに多様化している国でツーステップローンを実施する際は、最終借り手に魅力のあるスキームを提示せずして事業の円滑な実施は望めず、所期の効果も上がらないと言える。たとえ

ば、かかるツーステップローンにおいては、実施機関の監理能力・経験を審査したうえで、サブローンの貸出通貨について、少なくとも円、ドル、そして自国通貨の3通貨建にて実施できるようあらかじめ選択の幅をもたせておき、個別の契約ごとにエンドユーザーの希望と合わせ、実施機関の裁量により自由に設定できるようにしておくことも一案であろう。これにより、エンドユーザーは自己責任に基づき借入通貨を選択することが出来るようになるため、為替相場の変動による差損を最小にするよう、リスクの最小化を図ることが可能となる。一方、実施機関にとっても、ときどきの為替相場の動きにかかわらず、サブローンの安定した供与が可能となり、借款資金の有効な利用につながると考えられる。

3.3 実施体制に係わる分析と評価

本事業の実施機関は、(Ⅰ)及び(Ⅲ)が国民銀行と中小企業銀行、(Ⅱ)が国民銀行である。以下、各実施機関について分析と評価を行なう。

(1) 国民銀行

国民銀行は、1963年2月に「国民銀行法」により設立され、個人及び中小企業向けの融資を行う特殊銀行であり、総合銀行としての機能に合わせ相互銀行業務も行っている。本行の取引先は、個人及び常時雇用者100人以下、又は総資産300万ウォン以下の小規模中小企業である。業務としては、主として①個人の預金の受入・貸出等を始めとしたリテール業務、②企業向け貸出・手形割引、③国際業務、④クレジットカード業務、⑤信託業務、等が挙げられる。1980年代に入り、各種規制の緩和が行われ、従前に比してかなり自由な業務展開が認められるようになってからは、通常の市中銀行とほぼ同じような機能を持って業務を行っていた。1995年末における種類別融資状況を見ると(図3-6)、事業者向け融資、個人向け融資がそれぞれ全体の約50%弱を占めている。融資額全体に占めるOECSサブローンの割合は全体の0.4%となっている。また、全融資額に占める対中小企業向けローンの割合は、1993年に48%となっており、中小企業支援が同行の重要な柱となっていることが分かる(表3-15)。外貨建て融資に限って見ると、OECSサブローンの占める割合は、全体の10.8%となっている(図3-7。1995年12月末)。

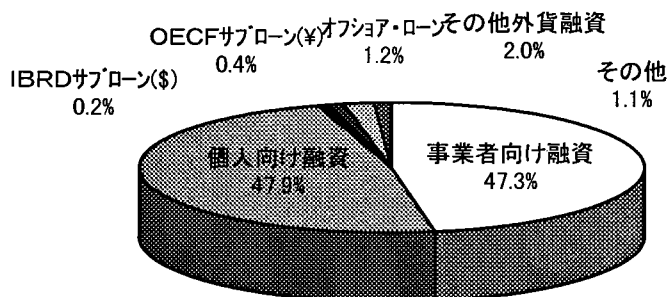
1993年に国民銀行民営化が政府により決められると、翌年8月より保有株式の段階的売却が行われ、さらに1995年1月には国民銀行法が廃止され同行は第15番目の市中銀行、総資産において韓国最大の民間銀行となった。その後も政府株式の売却が進められた結果、1995年12月31日現在、政府の持株比率は全体の約24%にまで低下している(図3-8)。

民営化後もリテール中心の業務スタイルは変わっていないが、民間銀行になったことにより、業務の拡大が図られた。国民銀行の年次報告書によれば、民営化によって、①資金調達が多様化、②業務範囲の拡大、③国際業務の強化、④収益性の向上、が図られたとしている。本事業に関連した中で以上を具体化して記述すれば、①中小企業に対する貸付義務率が市中銀行並み(総貸出額の35%)に引き下げられた、②零細企業、個人を対象としていた融資対象規制が撤廃され、大企業から個人にまで幅広く貸出しができるようになった、③意図的に低く抑えられていた中小企業向け貸出金利を他の市中銀行のレベルまで引き上げることによって収益の拡大が図られた、といったものが挙げられる。

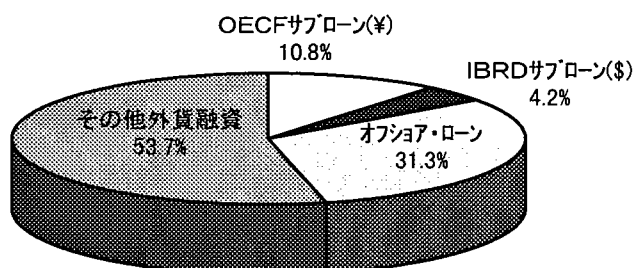
ただし、国民銀行は民営化以後も小規模企業に対する金融支援比率を国民銀行の定款に明示して、小規模企業に対する金融支援業務を行っている。また、中小企業支援のための政府または公共団体が設置したOECSの代理人として同OECSから国民銀行に指定した貸付対象者に対し貸付を実施する仲介人の役割を担っている。

1995年12月31日現在、総資産345億ウォン、預金量279億ウォン、総貸出額168億ウォンを有し、486の国民銀行は1995年1月の民営化直前には政府の株保有率が約73%に達していたが、民営化後はそのシェアも1994年8月には約48%、1995年末には約24%にまで低下した。反面、個人株主の割合は1995年末には約63%にまで上昇している。政府は市場の動向に応じて今後も保有株式の売却を進めていく予定。

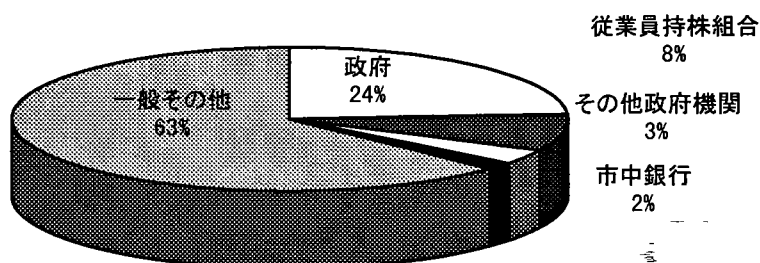
[図3-6] 国民銀行の種類別融資状況(1995年12月31日現在)



[図3-7] 国民銀行の外貨建て融資の項目別シェア(95年12月31日現在)



[図3-8] 国民銀行の主な株主(1995年12月31日現在)



(2) 中小企業銀行 (SMIB/IKB)

中小企業銀行は、1961年8月に中小企業銀行法によって設立され、中小企業基本法に基づく中小企業の金融面での支援のために設立された特殊銀行である。主な業務としては、①中小製造業への短期及び中長期融資・手形割引、②金融債(中小企業金融債)の発行・販売、③政府関係各基金の運用、④国際業務、⑤個人の預貯金の受入・貸出等を始めとしたリテール業務、⑥信

託業務、⑦クレジットカード業務のほか、取引先中小企業に対する経営・技術指導、出資、外国為替業務等が挙げられる。設立以来中小製造業に対する融資を専門に行っており、全融資総額の90%以上は中小企業への貸付けが法的に義務づけられている。表3-15では、1993年において、同行の総融資額の約95%が中小企業向けであることが示されている。

融資対象企業であるが、製造業の場合、原則として従業員300人以下の企業を対象としている。また、同法の施行令に基づき、70業種については500~700人の規模でも例外的に中小企業と見做され、本行の融資対象となっている。近年は国際業務に対しても力を入れている。融資資金原資は主に預金で、その次に中小企業金融債が続く。

中小企業銀行は1997年までには民営化される予定で、韓国政府は1994年より公開入札方式によって株式の売却を開始した。当初全株式の99.9%を保有していた政府のシェアは1995年12月31日現在で64.54%にまで低下しており、民間が残り約35%程度の株を所有している。今後韓国政府は株式売却を進める意向である。

本行は、設立以来世銀から5次にわたり合計234百万ドル、ADBから7次にわたり合計215百万ドル（ただし7次のうち35百万ドルはキャンセル）、USAID、KfW等からも融資を受けている。OECFからも66、67年に合計81億円の融資を受けており、案件管理能力については特に問題ないと考えられる⁶⁾。

本行の特徴としては、審査時においても①中小企業向けの総合銀行として、特に製造業向けの貸付が外貨建設備資金全体の88%を占めていること、②貸付金の内訳として、ウォン建運転資金が68%、ウォン建設備資金が30%、外貨建設備資金が2%となっていること、等が挙げられる。

なお、中小企業銀行 (Small and Medium Industrial Bank of Korea) は、民営化に向けた一環として、1987年に名称をIndustrial Bank of Korea (IBK) に変更している。

[表3-14] 実施機関の概要

(1995年12月現在)

	国民銀行 (KB)	中小企業銀行 (IBK)
設立	1963年2月	1961年8月
資本金	785億ウォン	1,670億ウォン
投融資残高	1,122億ウォン	2,365億ウォン
融資対象企業	常時雇用者100名以下又は 総資産300百万ウォン以下	常時雇用者300名以下
支店網	全国481ヶ所、海外8ヶ所	全国246ヶ所（ほか支所が 106ヶ所）、海外7ヶ所
職員数	14,701人	約7,300人

(出典) 国民銀行、中小企業銀行年次報告書等より作成

⁶⁾ 「中小企業および機械工業育成事業(I)、(II)」

[表3-15] 中小企業に対する融資残高 (1993年)

(単位:10億ウォン)

	総融資残高(A)	中小企業向け 融資残高(B)	貸付比率 B/A (%)	シェア B/C (%)
国民銀行	10,411	5,008	48.1	10.0%
中小企業銀行	10,578	10,020	94.7	20.0%
市中銀行合計	50,253	24,980	49.7	49.8%
地方銀行合計	12,165	9,421	77.4	18.8%
外国銀行支店合計	2,886	709	24.6	1.4%
合計	86,292	50,138 (C)	58.1	100.0%

(出典) IBK Profile 1994 等より作成

注) ウォン建融資のみ

(3) 融資手続きの流れ

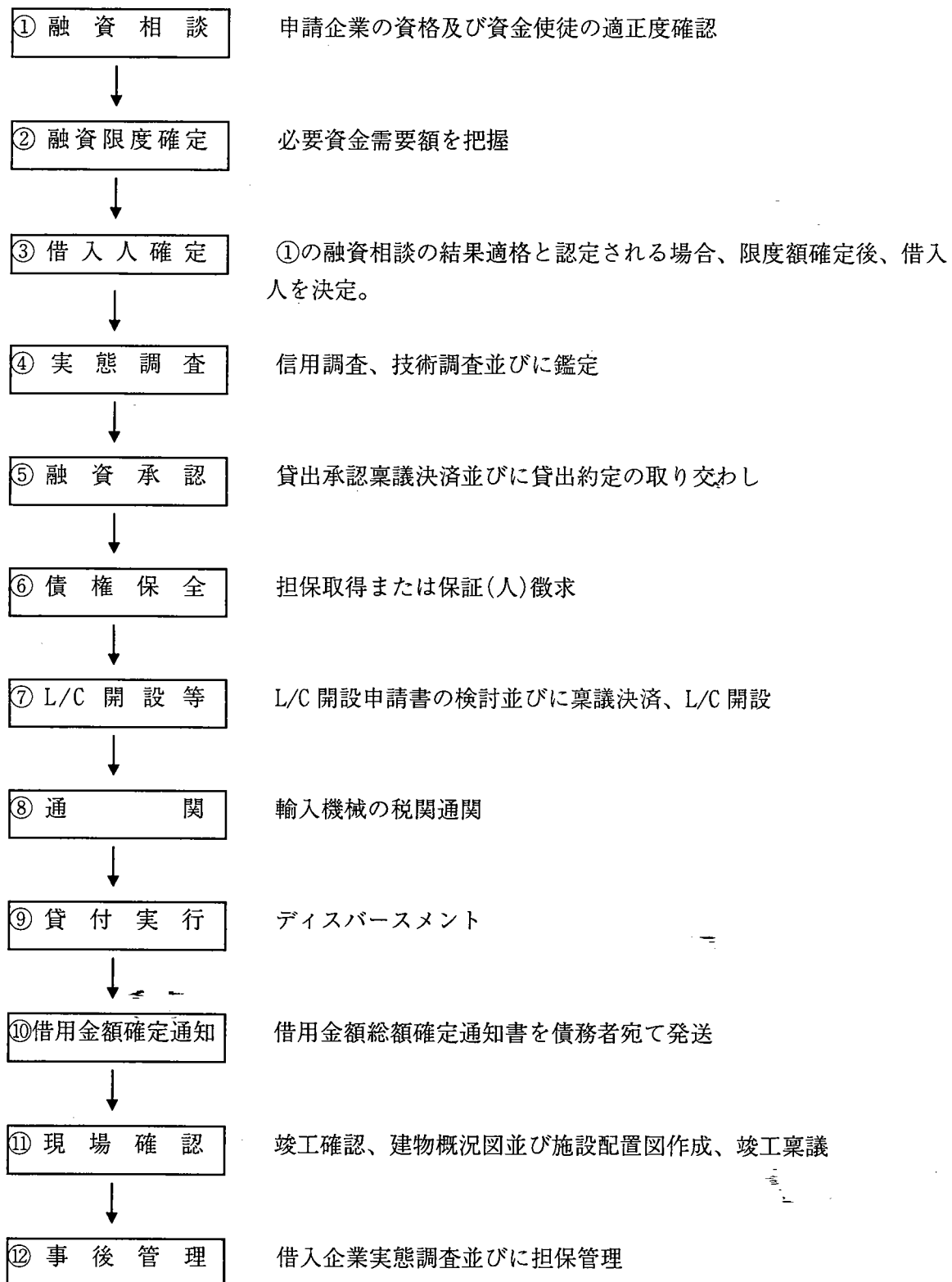
本事業におけるサブローンの融資管理については、原則として実施機関側に一任されており、各実施機関が個別に融資対象企業の選定、審査、貸付実行を行っていた。(I)においては、サブローン5案件ずつについては OECF の事前承認を要することとしていたが、その後(II)、(III)においては、実施機関の審査能力並びに融資管理能力が高いこともあり、サブローン選定は実施機関に一任された。

各実施機関は、転貸された資金を各エンドユーザーに再転貸するが、この際本店外資部が全体的とりまとめ調整と一定額以上のサブローンの融資承認を行い、本店技術普及部(又は本店顧客支援部)が技術面の審査・監理を行い、各支店が融資相談、審査及び一定額以下のサブローンの融資承諾を担当する。

サブローンの実施スキームは両実施機関ともに基本的には同一である。本店の外資部は、国際機関等からの外貨導入とそれを原資とした外貨貸付の専門担当部であり、本事業資金もその融資制度の一環として、特に規模の小さな中小製造業者向けの低利貸付と位置づけられている。支店レベルにおいては、特に外資部のような専門担当部は設けられていないが、両行とも総合銀行として預金・手形業務を併せ持つこと、充実した支店網を持つことを特徴としており、むしろ支店レベルでの融資対象企業の発掘・選定能力を十分に活かすことが期待されていた。すなわち、手形の仕振り、預金口座の動き等を踏まえた細やかな案件監理、エンドユーザーとの頻繁な接触など、日々の業務を通じ、よりきめ細かな案件選定が期待されていた。

以下、図3-9では、本事業における国民銀行の審査、融資実行、回収に関わる一連の流れを概観する。

[図3-9] 国民銀行の融資手続きの流れ



国民銀行は中小企業向け融資に際して、対象中小企業の信用度に応じて評点をつけ、それに基づいて貸出金利を決めている。

評点の仕組みは表3-16、3-17から分かるように、中小企業の信用度を4つのカテゴリーに分類し、15の系列を採用して、加算方式で評点の合計を出し、その合計点によって6段階の評価を行う。最優良の貸出先については、プライムレートでの貸出を行い、評点が下がるほど貸出金利が高くなるしくみである。例えば、評点の合計が42点の中小企業に対しては、プライムレート(基準金利)+2.0%という貸出金利になる。

本審査方法の大枠は、すべての事業において踏襲された。しかしながら、①製造業に融資対象が限定されていたこと、②円建て貸付金利が6%と固定されていたこと、③資金の用途も主に設備投資に限られていたこと、以上3つの点より、①適格企業がそもそも限られていた、②①の制約の上で、新規の融資先を開拓するというよりも、今までの顧客に円建の固定金利ローンを勧めた、という面が強く、審査の流れとしてはかなり簡略化されていたのではないかと推測できる。

こうした審査方法に基づいて決定された貸付金利の推移は、表3-18のとおりとなっている。

[表3-16] 企業信用評点項目の等級別配点

評価項目		適用区分	等級別配点					
			A	B	C	D	E	
財務状況 (40点)	資本構成	—	15	12	9	6	3/0	
	流動性	—	10	8	6	4	2	
	収益性	総資本純利益率	—	5	4	3	2	1
		売上高経常利益率	—	5	4	3	2	1
	安定性	—	5	4	3	2	1	
事業現況 及び展望 (20点)	活動性	—	5	4	3	2	1	
	成長性	—	5	4	3	2	1	
	販売見通し	注1	10	8	6	4	2	
		注2	5	4	3	2	1	
	技術水準	—	5	4	3	2	1	
取引信頼 度(25点)	延滞発生歴なし	—	5	4	3	2	1	
	業歴	—	5	4	3	2	1	
	事業場など	—	5	4	3	2	1	
	当行取引	—	10	8	6	4	2	
人的資源 (15点)	経営者	—	10	8	6	4	2	
	勤労条件	—	5	4	3	2	1	
合計		—	100	80	60	40	20/0	

(出所) 国民銀行資料

(注) 適用区分中の「—」は全業種共通。注2は製造業、水産業、鉱業、建設業、ガス及び重機業種に該当する。注1は注2以外の業種に該当する評価項目である。

[表3-17] 信用評点と上乗せ金利水準一覧

信用評点	80点以上	70点以上	60点以上	50点以上	40点以上	40点未満
適用金利	基準金利	基準金利 +0.5%	基準金利 +1.0%	基準金利 +1.5%	基準金利 +2.0%	基準金利 +2.5%

(出所) 国民銀行資料

[表3-18] 中小企業向け貸付金利の推移(ウォン建て)

施行日	プライムレート%	適用金利%(実勢レベル)
88年12月5日以前	—	11.0~11.5
88年12月5日以降	11.0%	11.0~12.0
89年11月15日	10.0%	10.0~11.0
93年1月26日	9.0%	9.0~10.5
93年3月26日	8.5%	8.5~10.0
93年11月2日	9.0%	9.0~11.5
93年3月29日	9.0%	9.0~11.25
93年11月2日	10.0%	10.0~12.5
94年12月1日	9.0%	9.0~11.5

(出所) 国民銀行資料

(注) 1988年12月5日以前は規制金利時代であるため、基準となる優遇貸出金利(プライムレート)が存在していない。

(4) サブローンの審査

サブローンの審査は、エンドユーザーである借入企業の信用、サブローン融資対象事業の技術的、財務的、経営的、商業的フィージビリティ及び差し出される担保の妥当性を判断する。ただし、IRRの計算は、通常比較的大型のサブローンについてのみ行われるので、本事業における場合は省略された⁷⁾。サブローンの審査はまず各支店において行われ、一定金額を超えるものについては本店外資部に移管される。技術面に関しては、本店技術普及部が審査を行う。ただし、支店への授権の程度、技術普及部の関与の程度は両実施機関で若干差が見られ、中小企業銀行の場合には300千ドル以下の案件については支店に審査と融資承認が授権され、技術普及部の審査も新規設備・技術に限定して行われるのに対し、国民銀行では支店への授権も100千ドルを上限としており、また、輸入設備資金融資の場合には基本的には技術普及部が審査に参画することが要件となっている。

(5) 実施機関の財務状況

次に、両実施機関の財務状況について見ていく。

① 国民銀行

国民銀行の主要財務指標を表3-19に示す。これによると、国民銀行の財務状況は概ね良好であると言える。過去4年間を見ても、平均5.4~5.8%のコストで調達した資金を平均利回り8.8~10.4%にて貸し出すことによって、総収入に占める当期利益の割合は3.8~4.5%を達成している。また、配当性向は1995年には9.1%に落ち込んだものの、1994年以前は16.8~10.7%高い水準を維持していた。

⁷⁾ IRRの計算は、世銀・ADBローンにおけるFree Limit(サブローンの事前承認を受けるべき限度額)に連動して実施される。中小企業銀行の場合、750千ドルを超える場合、国民銀行では400千ドルを超える場合のみ計算される。

[表3-19] 国民銀行の主要財務指標

(単位：%)

	1995年	1994年	1993年	1992年
自己資本比率	4.0	3.4	2.3	2.3
配当性向	9.1	16.8	13.6	10.7
資本金利益率	26.1	27.6	36.9	27.2
貸出金利回り	10.0	10.0	8.8	10.4
資金運用利回り	10.5	10.6	9.8	10.7
資金調達原価率	5.8	5.7	5.4	5.8
総収入当期利益率	4.3	4.1	4.5	3.8
総資産当期利益率	0.2	0.2	0.4	0.3

(出所) 国民銀行年次報告書、1992～1995年版より作成

② 中小企業銀行

中小企業銀行の財務状況は、表3-20の実績を見る限り概ね良好である。表からは、国民銀行と類似した財務体質を持っており、比較的安定した財務経営を行っていることが読み取れる。資金調達原価率は国民銀行より若干高く、6%台から7%の間で推移しているが、これにより調達された資金を8.8～10.0%にて貸し出しており、1995年には38.7%の高い配当を実現している。しかしながら、自己資本比率が低い水準に止まっているが、これは中小企業銀行が原資を主として外部からの借入に依存していることによる。

[表3-20] 中小企業銀行の主要財務指標

(単位：%)

	1995年	1994年	1993年	1992年	1991年
自己資本比率	2.8	3.1	2.3	2.5	2.7
配当性向	38.7	24.6	n. a.	n. a.	n. a.
資本金利益率	12.2	8.3	5.0	7.0	9.6
貸出金利回り	9.7	8.8	8.8	10.0	9.8
資金運用利回り	10.4	9.9	9.8	10.7	10.2
資金調達原価率	6.6	6.2	6.1	7.0	6.6
総収入当期利益率	2.9	2.5	1.1	1.6	1.9
総資産当期利益率	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2

(出所) 中小企業銀行年次報告書、1995年版より作成

4. 事業効果

4.1 本事業実施による事業効果

本事業実施による効果に関しては、特にオリジナルローンとリボルビングローンを個別に分析することに特段の意味があるとは思えないことから、サブローン全体の事業効果を考察することとする。また、必ずしも客観性があるとはいえないものの、現地調査の際エンドユーザーの個別訪問を行っており、彼らによる本事業への評価もあわせ紹介することとする。

本事業の効果を定量的に把握することは難しい。事業実施前と実施後の融資対象企業の財務状態の変化、付加価値生産額の推移、雇用者数の増減、等々、個別企業に対する本事業の効果を計るために必要なデータを入手することができなかつたため、ここではかかる分析は行わない。以下では、事業実施前と後とで、韓国における中小企業のマクロ的な動向を比較することにより、本事業の効果を定性的に分析することとする。(1980年以前については、表1-2を参照)

表4-1は、事業所数、従業員数、付加価値生産額の各項目について、中小企業と大企業のシェアを経年で見ただけのものである。事業実施前の1980年と事業実施後の1990年、1992年とで比較を行うこととする。(1980年以前については、表1-2を参照)

事業所数で見ると、1980年には中小企業の事業所数は全国で29,779あり、これは全事業所数の96.6%を占めていた。その後、中小企業の事業所数は順調に伸び、1990年には67,692、更に1992年には73,657事業所を数え、伸び率にして2.4倍の増加となっている。また、全事業所に占める割合も1990年に98.2%、1992年には98.6%とわずかずつではあるが増加傾向にあるといえ、我が国のレベル(99%程度)に近づきつつある。

一方、従業員数で見ると、事業実施前の1980年には中小企業に雇用されていた労働者数は全国で約100万人と、大企業の雇用者数とほぼ拮抗していた。全従業員数に占めるシェアは49.6%となっている。その後、1990年には中小企業の従業員数は大きく増加し、全国で186万人を数え、61.7%と全従業員の過半数を占めるまでになっている。さらに、1992年には、数の上では若干減少したものの(約185万人)、シェアは65.8%と中小企業における雇用の拡大が更に進んだと言え、雇用創出の側面から見た中小企業の役割はますます増大していると言える。

また、付加価値生産額についても、1980年に大企業が768.8百億ウォンを生み出し、全付加価値生産額の64.8%のシェアを保持していたのに対し、中小企業は416.8百億ウォンの付加価値生産額を生み出していたに過ぎず、シェアも35.2%に止まっていた。しかし、その後1990年には、中小企業の生み出す付加価値生産額は3,199.4百億ウォンと全体の44.5%を占めるまでに増大し、事業実施前と比して10ポイント近くシェアを伸ばした。1992年には、4,566.2百億ウォン、47.6%にまで中小企業のシェアは拡大し、生産額において大企業と並ぶ重要性を持ちつつあるといえる。

以上のように、1980年代以降、韓国経済における中小企業の位置づけは、政府の各種支援策とあいまって、韓国経済の中でますます重要な位置を占めるようになった。このように、中小企業の経済的地位が向上する過程において、本事業も一定の貢献をなしたと考えられる。

[表4-1] 製造業における中小企業のシェア

		1980	1990	1992
事業所数	中小企業	29,779 (96.6)	67,692 (98.2)	73,657 (98.6)
	大企業	1,044 (3.4)	1,193 (1.8)	1,022 (1.4)
従業員数 (単位：千人)	中小企業	1,000 (49.6)	1,864 (61.7)	1,845 (65.8)
	大企業	1,015 (50.4)	1,156 (38.3)	957 (34.2)
付加価値 生産額 (10億円)	中小企業	4,168 (35.2)	31,994 (44.5)	45,662 (47.6)
	大企業	7,688 (64.8)	39,890 (55.5)	50,356 (52.4)

(出所) IBK profile 1994

(注1) 従業員5人以上の企業を対象とした。

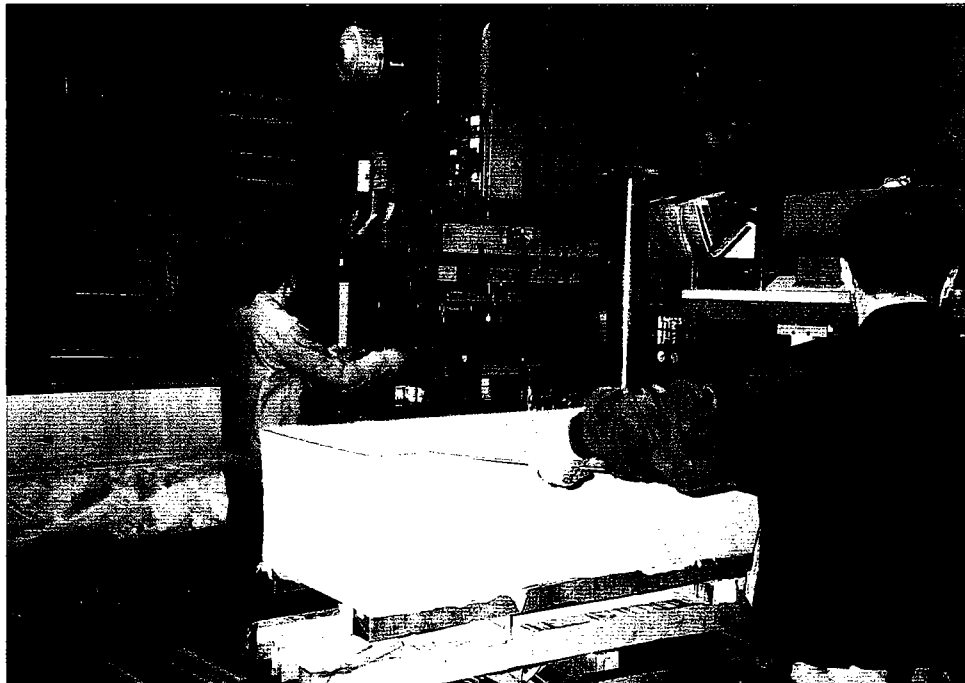
(注2) 括弧内の数字は国内の総数に対する割合

以上のほかに、本事業の事業効果として考えられるのは以下。

- ① 定量的に計ることは同じく困難であるが、新規の設備投資が促進されたことにより、新たな技術導入が図られ、中長期的な生産性・技術水準の向上が図られたと思われること。
- ② 地方分散率の高い中小企業を支援することにより、特定都市に偏った経済成長でなく、地域間のバランスのとれた、均衡ある地域開発の促進に貢献したと思われること。
- ③ 本事業の実施を通じて、実施機関の案件監理能力の向上、中小企業制度金融の強化が図られたと思われること。



国民銀行本店



融資企業の購入機器